

臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）に記載された 「追加の実習」に関する対応方針

（1）薬学教育の現状

薬剤師に求められている役割や業務は大きく変化し、それに伴い薬学実務実習に対して期待される役割は非常に大きい。

また、薬学部を卒業した学生の進路は他の医療系学部と比較すると多様化しており、病院・薬局だけでなく、医薬品・化学関連企業や衛生行政・大学等様々な進路選択（※1）があることが薬学部の特徴の一つである。

さらに、実務実習終了後、臨床現場での学修（実習）を実施している大学は24大学（※2）であり、地域医療を学ぶ実習、臨床開発を担うための知識・技能を習得するための実習、海外での実務研修等各大学で工夫した実習が行われている。

※1 「薬系大学卒業生・大学院修了者の就職動向調査の集計報告（令和6年3月 薬学教育協議会）」によると、令和6年3月薬科大学6年制学科卒業生のうち、就職先の内訳は、薬局4,502名（47.7%）、病院・診療所2,003名（21.2%）、医薬品・化学関連企業830名（8.8%）、進学189名（2.0%）、衛生行政・大学等183名（1.9%）、医薬品販売業129名（1.4%）、その他567名（6.0%）、未定（未報告含む）1,035名（11.0%）となっている。

※2 別表「薬学実務実習の現状確認と更なる充実改善に向けたアンケート集計結果（令和5年度 薬学教育協議会）」

（2）対応方針

1) 名称について

ガイドラインに記載している「追加の実習」という語句は、薬剤師としての実践的な能力の更なる向上を目指す新たな実習であるとともに、薬剤師の多様な進路に対応した実習を企図していることから、「薬学実践実習」とする。

2) 目的について

薬学実践実習は、将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）の単なる延長ではなく、将来学生が進む進路のために必要だと考える能力の修得、自らに必要な能力の向上を図るための選択制の実習とする。

3) 実習内容について

薬学実践実習には、

① 病院や薬局の医療現場での実習

② ①以外の場での実習

などが考えられる。

今後、大学が医療現場との連携・協力を重ねて現行の薬学実務実習の充実と質の向上に努めるとともに、①の医療現場での薬学実践実習については、円滑な導入と実施のために、病院・薬局と連携し、当該趣旨を踏まえて薬学教育協議会と共同して検討を進めていく。また、②の医療現場以外での薬学実践実習についても、関係機関と連携して薬学教育協議

会と共同して検討を進めていく。

① の医療現場での実習では、

①-1 薬学実務実習と同一施設で継続して実施する実習や別の施設で実施する実習が想定される他、①-2 実習内容を指定した特定の医療提供施設での実習等が考えられる。

薬学実践実習の事例としては、以下のような実習が考えられる。(以下に記載する事例は、あくまで例示案であり、具体的な実習要件や内容等については引き続き関係委員会等で検討する。)

【薬学実践実習の事例】

① 医療現場での薬学実践実習

①-1

- ・ 多職種連携を介して地域支援を行う病院・薬局実習
- ・ 専門性を活かした患者ケアを実践する病院・薬局実習
- ・ 薬剤師の確保を特に図るべき区域における病院・薬局実習
- ・ 先導的薬剤師を目指す病院・薬局実習
- ・ 主に臨床現場と協働して臨床をテーマとした研究を行うもの。主に大学内で行われる卒業研究とは別とする。

①-2

- ・ 漢方相談薬局での実習
- ・ 海外の医療提供施設での実習

② ①以外の場での薬学実践実習

- ・ 行政（自治体、公的試験研究機関）や PMDA 等での実習
- ・ 企業や各種団体等での実習（採用活動とは別とする。)

※国内の医療現場で薬学実践実習を行う場合は、混乱の無いように薬学教育協議会地区調整機構で調整に努めることとする。

4) 時期・期間について

薬学実践実習の期間は8週間程度実施できることを目指す。病院・薬局での薬学実践実習の時期については、薬学実務実習の後に行うこととする。

薬局-病院の順番に連続して薬学実務実習を行うことが原則であるが、大学において薬学実践実習のスケジュールを考慮し、教育効果を高めるための薬学実践実習を計画することは差し支えない。

具体的な時期・期間については引き続き関係委員会等で検討する。

5) 実習の指導体制

医療現場での薬学実践実習では、「臨床における実務実習に関するガイドライン」に則っ

た指導体制を原則とする。

なお、医療現場での薬学実践実習について、目的、内容等に関して、認定実務実習指導薬剤師に向けた説明会を行うこととする。

<参考：臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）（抜粋）>

22 週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。また、追加の実習を実施することによる効果を検証し、将来の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けて、実務実習の更なる充実を検討する。